

令和4年度

神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況報告

目次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市人と猫との共生推進協議会（第9条）	
	（1）協議会の目的と役割	P. 2
	（2）協議会の構成団体と概要	P. 2
3	神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況	
	（1）定例会議の開催	P. 4
	（2）野良猫の繁殖制限事業	P. 4
	（3）野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言	P. 6
	（4）神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの策定	P. 6
	（5）本市との連携	P. 7
	（6）その他必要と認める事業	P. 8
4	その他参考事項	
	（1）神戸市における猫の殺処分について	P. 9
	（2）協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ	P. 10
5	神戸市人と猫との共生に関する条例	P. 12

1 はじめに

「神戸市人と猫との共生に関する条例（平成29年4月1日施行）」第11条に基づき、令和4年度に実施した協議会の事業の実施状況を報告する。

2 神戸市人と猫との共生推進協議会（条例第9条）

（1）協議会の目的と役割

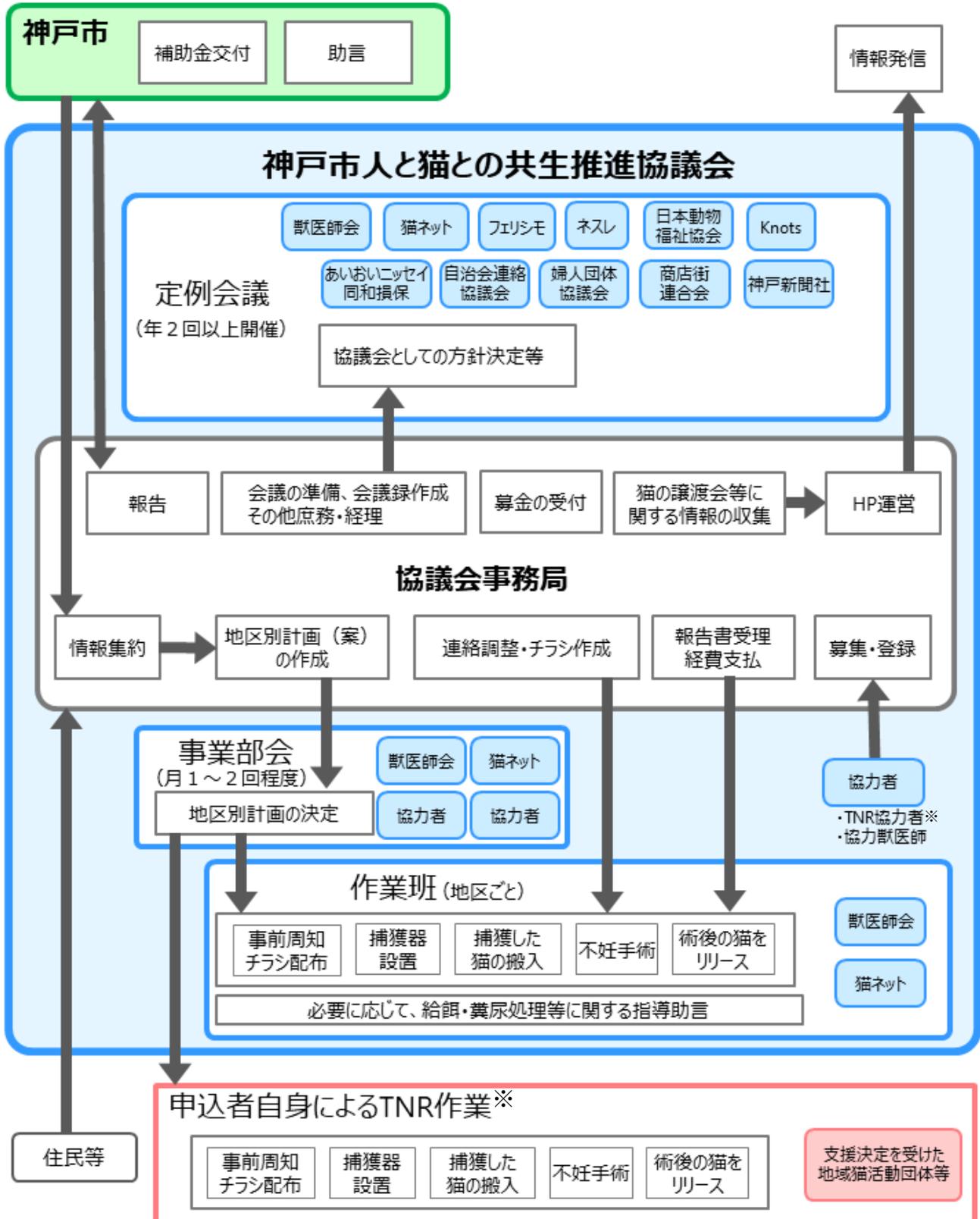
条例第9条では、「獣医師が組織する団体，共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会を組織する」としており、条例に基づきこの協議会が組織され、条例の目的である人と猫が共生する社会を目指し、野良猫の繁殖制限、野良猫への給餌及び糞尿の処理に関する指導・助言、猫の譲渡の推進事業を行った。市は協議会に協力し、必要な支援や助言を行った。

（2）協議会の構成団体と概要

構成団体（令和5年4月1日時点）

(公社) 神戸市獣医師会	神戸市自治会連絡協議会
(公社) 日本動物福祉協会	(一社) 神戸市婦人団体協議会
(公社) Knots	神戸市商店街連合会
(NPO) 神戸猫ネット	(株) フェリシモ
(株) 神戸新聞社	あいおいニッセイ同和損害保険 (株)
ネスレ日本 (株) ネスレ ピュリナ ペットケア	

神戸市人と猫との共生推進協議会の概要



※TNR：野良猫の繁殖制限の手法を示したもので、「捕獲 (Trap)」、「手術 (Neuter)」、「元の場所に戻す (Return)」の略。詳細については11ページを参照。

3 神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況

(1) 定例会議の開催

協議会は規約に基づき、協議会の事業及び収支、規約や構成団体の加入・退会に関すること等を審議、決定するために定例会議を開催することとしており、令和4年度は計3回開催した。

<開催日及び主な審議事項>

- 令和4年度 第1回：令和4年6月1日（水曜）
 - ・ 令和3年度事業報告及び決算報告
 - ・ 令和4年度事業計画案及び予算案
- 令和4年度 第2回：令和4年11月8日（火曜）
 - ・ 繁殖制限事業の実施状況報告
- 令和4年度 第3回：令和5年3月20日（月曜）
 - ・ 繁殖制限事業の実施状況報告
 - ・ 令和5年年度事業の概要について



<定例会議の様子>

(2) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫の繁殖制限に関する要望が寄せられた地域について、獣医師等の専門家の助言を得て、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んだ。繁殖制限対策区域の選定においても、野良猫繁殖制限事業選定マニュアルを策定し、猫の生態や行動範囲を踏まえて科学的な見地から区域を決定することとしている。事業部会が繁殖制限対策区域及び地区別計画を策定した上で、区域内の野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施した。

令和4年度は繁殖制限対策区域を383地域選定し、合計1,929匹の野良猫の繁殖制限を行った。

○ 事業部会の開催

協議会は規約に基づき事業部会を置き、野良猫の繁殖制限等の事業を実施することとしており、令和4年度は会議を計12回開催し、野良猫の繁殖制限対策区域の選定・支援決定等を行った。神戸市は事業部会の会議へオブザーバーとして出席し、助言等を行った。

<協力者>

協議会規約に基づき、協議会が実施する野良猫の繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等は「協力者」として協議会に参画することができる。不妊去勢手術を行う協力者を「協力獣医師」として、繁殖制限事業に係る調査・周知・捕獲等を行う協力者を「TNR協力者」として常時募集している。

令和5年3月31日時点で、協議会規約に基づく協力獣医師が動物病院数ベースで47病院、TNR協力者が6団体・個人2名となっている。

令和4年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

< 区別手術数 >

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
合計	94	119	112	179	277	270	96	514	268	1,929 匹

< 月別、雌雄別 >

月	雄	雌	合計
令和4年4月	46	55	101
5月	58	50	108
6月	71	60	131
7月	105	87	192
8月	79	85	164
9月	87	83	170
10月	86	104	190
11月	124	106	230
12月	51	42	93
令和5年1月	68	69	137
2月	81	92	173
3月	114	126	240
計	970 匹	959 匹	1,929 匹

< 年度別 >

年度	総手術数
平成29年度	2,051 匹
平成30年度	1,844 匹
令和元年度	2,093 匹
令和2年度	2,186 匹
令和3年度	2,117 匹
令和4年度	1,929 匹
合計	12,220 匹

(3) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

繁殖制限対策区域における事前調査時等に、不適切な給餌者を発見した場合、当該給餌者に対し指導・助言を行った。また、市としても、衛生監視事務所による指導に加えて、令和3年6月より民間事業者に委託して、深夜や早朝のパトロールを実施する等、指導体制を強化している（令和4年度の委託による夜間・早朝等の監視実績：91件）。

<主な事項>

- ・ エサを放置するいわゆる置きエサを行う給餌者に対し、必要な量だけを与え、猫が食べ終わった残りのエサは片付けるよう指導
- ・ 可能な限り、野良猫の糞の片付けを行うよう指導
- ・ 地域の理解のもとで野良猫の適正管理を行う地域猫活動について説明し、所管の衛生監視事務所に相談するよう勧奨

(4) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの配布

平成31年3月に、猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドラインを協議会と市が連携協力し策定した。また、令和3年10月には「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に併せてガイドラインの改訂を行い、神戸市ホームページ上で公開している。さらに、ガイドラインの概要をA4判にまとめた「概要版」や、野良猫に焦点を当てた「野良猫版」を別途作成し、ガイドラインの普及啓発を進めている。令和5年度3月現在、ガイドライン、概要版及び野良猫版を累計で20,500部配布した。



ガイドライン



概要版



野良猫版

(5) 本市との連携

○ 地域猫活動の推進

拡充

野良猫の数だけでなく、野良猫に起因するトラブルを減らすために、適切に猫を管理する「地域猫活動」を推進することで、地域での人と猫との共生を目指している。

本市では一定の条件を満たす団体を地域猫活動団体として登録を行っており、責任をもって地域猫活動を行う証として腕章を交付した。令和4年度の登録団体数は **91 団体**であった。地域猫活動登録団体へは、1年に1度、活動状況を市へ報告することを義務付けている。

また、地域猫活動を始めるには地域の理解が不可欠であることから、地域猫活動団体自身が活動のことを地域に説明しやすくなるようなリーフレットを市が作成し、市ホームページに掲載している。今後もリーフレットの活用も含め、市と連携しながら、地域猫活動団体が地域や地域団体の理解を得られやすくなるような支援を行っていく。

さらに、令和5年3月から、従来から交付していた腕章に加え、より視認性の高いビブスの交付を開始し、ビブスのことも含めた地域猫活動について、広報紙等を活用しながら周知に努めている。



地域猫活動リーフレット



地域猫活動に関する
地域への説明用
リーフレット



地域猫登録団体腕章



地域猫登録団体ビブス

拡充

○ 譲渡年齢の上限の撤廃や猫の長期間飼養による譲渡推進

市からの犬猫の譲渡については、従来、74歳以上の方には譲渡をしないこととしていた。しかし、平均寿命、健康寿命の延伸などの状況を踏まえて、年齢等によって一律に譲渡の可否を設定するのは困難になってきているため、より多くの方に飼育を行っていただけるよう、令和5年1月から74歳未満という年齢条件は撤廃した。

また、感染症の猫や、新しい環境に慣れることに時間を要する猫について、令和3年度に増設した飼育スペースを活用して、令和4年度から、問題行動に関する専門の獣医師等の意見を聞きながら、多くの時間を掛けて経過観察や馴らし飼育を行うことで、今まで譲渡対象とならなかった猫についても譲渡できるようにしている。これら取組みにより、より多くの方に保護猫を飼っていただけるようにするとともに、譲渡する猫の範囲もできる限り拡大することで、猫の殺処分をさらに減少させるよう努めている。

これら取組みにより、より多くの方に保護猫を飼っていただけるようにするとともに、譲渡する猫の範囲もできる限り拡大することで、猫の殺処分率をさらに減少させることができている。

(6) その他必要と認める事業**新規**

○ こうべ動物共生センターを活用した譲渡会の開催

令和3年10月に北区しあわせの村に動物愛護の拠点としてオープンした「こうべ動物共生センター」を活用し、令和4年4月24日（日曜）と10月10日（月曜・祝）に、協議会主催で保護猫の譲渡会を開催した。

当日は構成団体であるNPO法人神戸猫ネットを中心に譲渡会の運営を行ったほか、公益社団法人神戸市獣医師会による「獣医さんとのなんでも相談コーナー」や株式会社ネスレ日本ピューリナペットケアによる猫のバスVR体験等を実施し、多くの方に訪れていただいた。

【実績】4月24日開催分 : 11頭の保護猫のうち3頭が新しい飼い主に譲渡

10月10日開催分 : 37頭の保護猫のうち13頭が新しい飼い主に譲渡



○ 自治会との懇談会の実施

令和5年3月26日（日曜）、北区ひよどり台交流プラザにて、自治会を対象にした地域猫活動についての懇談会を開催した。

当日は12名の方に参加いただき、地域猫活動に自治会がどう携わっていくべきか等について、活発な意見が交わされた。

4 その他参考事項

(1) 神戸市における猫の殺処分について

協議会のさまざまな取組みを実施した結果、本市の猫の引取り数及び殺処分数の推移は下記のとおりとなっている。条例による繁殖制限事業を進めた結果、猫（特に子猫）の引取り・収容数が大きく減少している。

条例施行前と令和4年度での猫の殺処分率等の比較

	平成28年度	令和4年度
子猫の引取り数	512	99
猫の譲渡率	27.8%	63.5%
猫の殺処分率	70.1%	28.7%

年度別統計（猫のみ）

年度	引取・収容数	(仔猫再掲)	譲渡数	譲渡率	殺処分数	(仔猫再掲)	殺処分率
H23	1,869	(1,715)	-	-	1,869	(1,715)	100%
H24	1,406	(1,250)	13	0.9%	1,393	(1,182)	99.1%
H25	1,264	(1,136)	29	2.3%	1,230	(1,110)	97.3%
H26	668	(638)	53	7.9%	615	(597)	92.1%
H27	768	(694)	91	11.8%	673	(609)	87.6%
H28	579	(512)	161	27.8%	406	(347)	70.1%
H29	609	(441)	237	38.9%	351	(246)	57.6%
H30	509	(368)	298	58.5%	225	(118)	44.2%
R1	350	(271)	237	67.7%	103	(67)	29.4%
R2	253	(183)	181	71.5%	95	(50)	37.5%
R3	171	(112)	101	59.1%	62	(27)	36.3%
R4	178	(99)	113	63.5%	51	(8)	28.7%

各政令市の猫の殺処分状況

R1	引取・収容	殺処分	殺処分率	R2	引取・収容	殺処分	殺処分率	R3	引取・収容	殺処分	殺処分率
1 相模原市	180	0	0%	1 相模原市	111	1	1%	1 相模原市	89	0	0%
2 岡山市	70	2	3%	2 岡山市	57	1	2%	2 浜松市	280	17	6%
3 広島市	208	6	3%	3 札幌市	569	19	3%	3 札幌市	351	25	7%
4 札幌市	677	33	5%	4 広島市	180	10	6%	4 岡山市	37	3	8%
5 さいたま市	91	8	9%	5 熊本市	63	4	6%	5 熊本市	93	9	10%
6 熊本市	54	5	9%	6 千葉市	197	21	11%	6 名古屋市	851	94	11%
7 名古屋市	1131	192	17%	7 川崎市	280	42	15%	7 川崎市	216	25	12%
8 川崎市	365	64	18%	8 名古屋市	977	176	18%	8 北九州市	141	17	12%
9 千葉市	254	54	21%	9 浜松市	364	82	23%	9 千葉市	221	27	12%
10 仙台市	279	80	29%	10 仙台市	236	57	24%	10 広島市	287	38	13%
11 神戸市	350	103	29%	11 北九州市	224	57	25%	11 新潟市	322	73	23%
12 浜松市	616	236	38%	12 さいたま市	57	15	26%	12 さいたま市	60	16	27%
13 横浜市	581	234	40%	13 新潟市	460	133	29%	13 仙台市	185	52	28%
14 北九州市	278	128	46%	14 横浜市	595	210	35%	14 横浜市	398	118	30%
15 大阪市	602	314	52%	15 神戸市	253	95	38%	15 静岡市	472	148	31%
16 新潟市	508	267	53%	16 大阪市	527	238	45%	16 神戸市	171	62	36%
17 静岡市	534	312	58%	17 静岡市	495	241	49%	17 大阪市	329	127	39%
18 福岡市	350	212	61%	18 堺市	175	105	60%	18 福岡市	302	126	42%
19 堺市	128	91	71%	19 福岡市	309	193	62%	19 京都市	561	404	72%
20 京都市	836	648	78%	20 京都市	698	490	70%	20 堺市	108	94	87%

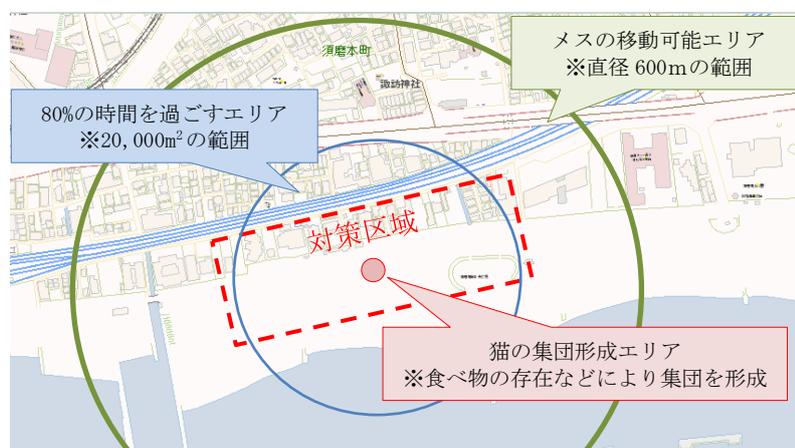
(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ

地域における支援申込および情報収集

野良猫の繁殖制限に関する要望がある市民、団体は指定の様式を用いて協議会事務局へ申し込みを行い、申し込みのあった地域について、協議会事務局は事前調査（①申請者に対するヒアリング ②当該地域における苦情の有無等を市へ照会 ③現地調査）を行う。

生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域の策定

メス猫の移動可能エリアのうち、餌場等を中心とした半径 80 メートルのエリア (20,000m² の範囲) を猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道等を加味して繁殖制限対策区域を策定することとしており、事前調査の結果に基づき、協議会事務局が対策区域案を策定する。



<対策区域（案）の策定>

繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画の策定

事業部会は繁殖制限対策区域案について支援の可否を決定し、対策区域の最終設定を行い、支援を決定した繁殖制限対策区域ごとに、不妊手術対象野良猫数、受け入れ動物病院及び手術実施獣医師等を記載した地区別計画を策定する。

野良猫の不妊去勢手術の実施

不妊手術については、①事前周知 ②野良猫の捕獲 (Trap) ③手術 (Neuter) ④元の場所に戻す (Return) という手順で実施する。

野良猫の不妊去勢手術の実施 (図)

周知

神戸市人と猫との共生推進協議会

野良猫の不妊去勢手術実施のお知らせ

野良猫がこれ以上増えないように、不妊手術を行いますので、ご協力をお願いいたします。
その期間中は、野良猫にエサをあげないでください!

(わこの飼いさんへお願い)

月日() ~ 月日()
原則飼い猫は外に出さないでください。
(間違えて捕獲されます。)

「神戸市人と猫との共生に関する条例」では、「飼い猫の義務」として、その飼育を明らかにするとともに、人に迷惑をかけるない飼い方に努めることが要求されています。ご理解のほどお願いいたします。

◆ 不妊去勢手術のながれ (TNR) ◆

1. 猫を捕獲して、動物病院に搬送します (Trap)
2. 獣医師により不妊去勢手術を実施します (Neuter)
3. 後日、元の生活場所に戻します (Return)

※手術済みの猫は、**耳先をV字にカット**しています
耳のカットは不妊去勢手術の目印! もう子猫を産むことはありません。
神戸市では、平成29年度に所有者不明の飼い猫および無所有者猫478匹を回収し、27匹 (5%) を殺処分しています。

平成29年4月に「神戸市人と猫との共生に関する条例」が施行され、市獣医師会やNPO、地域団体による「神戸市人と猫との共生推進協議会」が設立されました。
協議会では、野良猫の繁殖抑制を効果的に行うために、対策協議を定めて、計画的に野良猫の不妊去勢手術を行っています。

飼い猫の不妊去勢手術を促進するためにも、飼い猫は外に出さず、迷子札をつけ、不妊手術を受けましょう。また、ペットを飼う上での責任を、徹底して果たしてください。
野良猫に餌をやる方は、糞尿やシラなどの後片付けをして、周辺を清潔に保ってください。糞尿の処理はインシリンやアグマなど野良猫動物を誘引する原因にもなります。

周知のためのチラシ

捕獲 (Trap)



元の場所へ (Return)



手術 (Neuter)

5 神戸市人と猫との共生に関する条例

平成 28 年 12 月 20 日
条例第 22 号

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処분을なくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処분을なくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第 4 条 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己の所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(獣医師が組織する団体の役割)

第 5 条 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前 2 条に定める責務を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

(共生推進活動団体等の役割)

第 6 条 猫の譲渡活動、地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し、又はこれらの活動を支援する団体又は個人であって、この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は、必要な活動を実施し、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物取扱業者の役割)

第 7 条 動物取扱業者(法第 12 条第 1 項第 3 号の第一種動物取扱業者又は法第 24 条の 3 第 1 項の第二種動物取扱業者をいう。)は、猫の販売又は譲渡しを行うに当たり、当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い、理解を得るとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第 8 条 市民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、この条例の目的を達成するために実施される施策、事業及び活動に協力するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないように猫の適正な取扱いに努めるものとする。

(協議会)

第 9 条 獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、市と連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 協議会は、事業の実施状況を公表するとともに、市に報告するものとする。

5 市は、協議会に対し、この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

(財政上の措置)

第 10 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 11 条 市長は、毎年度、協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。